

## 広域認定制度産業廃棄物処理委託契約書



排出事業者：株式会社清光社（以下「甲」という）と、  
広域的処理認定業者： ミドリ安全株式会社（以下「乙」という）は、  
甲の事業場：別表1 から、乙が自ら又は他人に委託して製造し、甲に販売したユニフォーム、ヘルメット、安全靴（革製除く。）・作業靴・長靴、手袋（革製除く。）、マスク、メガネ、安全帯、雨衣、保護衣、腰保護ベルト及び高視認品であって、使用済みとして排出されるもの（以下「本件産業廃棄物」という）の収集・運搬及び処分を甲から乙に委託することに関して、次のとおり（以下「本契約」という）契約を締結する。

### 第1条（目的）

本契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の3の規定に基づいて乙が取得した産業廃棄物の広域的な処理に係る認定（以下「広域認定」という）に則り、本件産業廃棄物の収集・運搬及び処分に係る業務（以下「処理業務」という）を適正に行うことにより、循環型社会形成に寄与する事を目的とする。

### 第2条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律その他関係法令（以下「法令等」という）を遵守するものとする。

### 第3条（委託内容）

#### 1.（乙の事業範囲）

(1) 乙は、本件産業廃棄物の収集・運搬を広域認定に係る認定証（以下「認定証」という）に記載された産業廃棄物の収集又は運搬に関し責任を有し行う者（以下「指定回収業者」という）、本件産業廃棄物の処分を認定証に記載された産業廃棄物の処分に関し責任を有し行う者（以下「指定処分業者」といい、指定回収業者及び指定処分業者を総称して「指定業者等」という）に、それぞれ委託して行うこととする。

尚この認定証に記載された認定番号及び産業廃棄物については、下記のとおりとする。